

第 83 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 12 日 (月) 15:00～17:15
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
- 3 出席者
 - 会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
 - 委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
 - 同 柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長
 - 同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
 - 同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長
 - 同 森田 展彰 筑波大学大学院准教授
 - 同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「女性活躍加速のための重点方針 2016」に基づく平成 29 年度概算要求等の状況等について
 - ・「Ⅱ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について (内閣府、警察庁から説明)
 - (2) いわゆる J K ビジネスに関する現状及び課題等について
 - (3) アダルトビデオへの出演強要に関する現状及び課題等について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1－1 平成 29 年度概算要求等の状況等【内閣府】
- 資料 1－2 平成 29 年度概算要求等の状況等【警察庁】
- 資料 1－3 平成 29 年度概算要求等の状況等【法務省】
- 資料 1－4 平成 29 年度概算要求等の状況等【文部科学省】
- 資料 1－5 平成 29 年度概算要求等の状況等【厚生労働省】
- 資料 2 「いわゆる J K ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」
(平成 28 年 5 月 いわゆる J K ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会) (警視庁公表資料)
- 資料 3 「現場と先例に学ぶ 性産業における暴力被害防止」(青山教授提出資料)
- 資料 4 「アダルトビデオへの出演強要 －刑事法・北欧法の観点から－」

(矢野教授提出資料)

- 参考資料 1 女性活躍加速のための重点方針 2016 (概要)
(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- 参考資料 2 女性活躍加速のための重点方針 2016 (本文)
(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

(議事録)

○辻村会長 ただ今より第83回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、御欠席は小木曾委員のみでございまして、その他の委員の方には御出席いただいております。

本日の議事は、まず「女性活躍加速のための重点方針2016」のうち「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に該当する施策について、来年度予算の概算要求状況について、内閣府と警察庁から説明をしていただきます。

その後、前回に続きまして、いわゆる J K ビジネスについて、現状と課題等を警察庁生活安全局少年課から説明していただきます。

また、アダルトビデオへの出演強要に関する現状と課題等について、研究者の立場から御意見をいただくことになっております。本日は、神戸大学大学院国際文化学研究科の青山薫教授と、琉球大学大学院法務研究科の矢野恵美教授をお招きしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から会議資料の確認をしていただきます。

○馬場暴力対策推進室長 恐れ入ります。カメラ撮りはここまででお願いいたします。

(カメラ退室)

○馬場暴力対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第にございますとおり、本日の会議資料は 1 から 4 までと、参考資料が 2 つございます。

資料 1 は、各省庁の来年度の概算要求等の資料になります。議事次第にございますとおり、関係省庁別にさらに 1 から 5 まで枝番となっております。本日の会議では、1-1 の内閣府の分と、1-2 の警察庁の分のみ使用いたします。参考資料でございますけれども、重点方針の本文と概要でございまして、資料 1 に関連するものでございますので、資料 1 の後ろに一括して閉じさせていただきます。

資料 2 は、J K ビジネスの問題の関係で、警察庁の資料、資料 3 と 4 はアダルトビデオへの出演強要に関し、青山先生と矢野先生の資料となります。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

資料の説明は以上になります。

○辻村会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。初めに議事次第の(1)「女性活躍加速のための重点方針2016」のうち「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に該当する施策に関して、来年度予算の概算要求状況について、内閣府と警察庁から御説明をいただきます。その後に質疑を行います。

この重点方針に基づく来年度予算の概算要求については、女性に対するあらゆる暴力の根絶以外に該当する施策についての各省庁ヒアリングは、別に設置されております重点方針専門調査会において行われる予定となっております。また、本日ヒアリングを行った女性に対する暴力に関する部分については、重点方針専門調査会の席で私のほうから報告を行うことになっていきますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、まず、内閣府のほうから説明をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料1-1を御覧いただければと思います。内閣府から重点方針2016の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する来年度の男女共同参画局の概算要求の概要につきまして、御説明いたします。

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する内閣府男女共同参画局の来年度の概算要求の総額でございますけれども、約3億5千万円で、今年度予算の約1億4千万円に比べまして、およそ2億1千万円の増要求となっております。新規要求の4施策を中心に重点方針の項目順に御説明させていただきます。

最初に、資料の3ページ、1つ目、重点方針Ⅱの1(1)「性犯罪への対策の推進」に関しまして、性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金の創設でございます。

昨年12月に閣議決定されました第4次男女共同参画基本計画におきまして、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数を、平成32年までに各都道府県に最低1カ所設置することという成果目標が設定されております。また、重点方針におきましても、センターの設置促進について記載されているところでございます。

中ほどの「当該施策の背景・目的」のところがございますとおり、センターを開設した都道府県が半数を超える状況のもと、全都道府県でのセンターの早期設置と安定的な運営が可能となるように、地方公共団体の取組をさらに促進するために交付金を創設するものでございます。

交付金の概要でございますけれども、下段の「該当施策概要」のところに記載しておりますが、相談センターの運営に要する経費や被害者の医療費等を対象に、地方公共団体が負担した額の2分の1または3分の1を補助したいと考えております。この補助金の交付によりまして、全都道府県でのセンターの早期設置を働きかけるとともに、各センターの運営を支援してまいりたいと考えております。

次に、11ページ、2つ目は、重点方針(3)「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等」に関しまして、諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調

査研究でございます。

昨年度行いました調査研究において、今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である旨の見解が示されております。これを踏まえまして、諸外国における加害者プログラムの実施基準やリスクアセスメント指標を用いた機関間の連携体制等について調査を行うとともに、日本における加害者プログラムの在り方について検討を行いたいと考えております。

続きまして、13ページ、3つ目は重点方針（4）の暴力に関するデータ等について男女間における暴力に関する調査を実施するものでございます。

この調査は皆様御存じのとおり、男女間における暴力の実態を把握するために、平成11年度から3年ごとに実施している調査でございます。

前回は平成26年度で、3年経過することとなりますので、来年度も同様に、全国の20歳以上の男女5,000人を対象に、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等についてアンケート調査を実施したいと考えております。調査を通じて男女間における暴力の実態、状況を明らかにしまして、今後の対策に活用したいと考えております。

さらに15ページ、4つ目も同じく項目としましては（4）「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」に関しまして、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行うものでございます。

いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要といった問題について、被害や相談・支援の実態を調査するとともに、効果的な相談支援のあり方について検討したいと考えております。このほか、相談員等への研修や広報啓発を行うための予算の要求を行っておりまして、引き続き女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き警察庁から説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○野川犯罪被害者支援室長 警察庁犯罪被害者支援室長の野川と申します。

警察庁関連は私から1点御説明申し上げて、説明者を交代いたしまして、引き続き御説明という形にさせていただきます。

警察庁関連で、私の御説明でございますけれども、21ページ「性犯罪への対策の推進」ということで、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実ということが述べられております。

警察におきましては、被害者に対しまして、被害発生直後の精神的ダメージのケアの観点から、カウンセリングの体制を設けておりますけれども、多くの県におきましては、現

状、警察が指定するカウンセラーによるカウンセリングということになっています。この一方で、一部の都県で現在、被害者が望んだカウンセラーによるカウンセリング費用の公費負担制度というものが運用されております。その一部都県の運用を全国展開していくということで、今年度から予算措置しております。来年度以降も引き続き取り組んでいこうと考えております。平成28年度は、2,800万円余りの予算を計上しております。平成29年度も同額を予算要求しているところでございます。

以上でございます。

説明者を交代いたします。

○野地犯罪抑止対策室長 警察庁生活安全局犯罪抑止対策室長の野地と申します。

委員の皆様には、平素から御指導いただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、生活安全局における予算の概算要求の状況について、主な事項4点について配付資料に沿って御説明を申し上げます。

お手元の資料の23ページ、ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進についてでございます。

ストーカー事案につきましては「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容も踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところであります。

平成29年度におきましては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレット等の作成。被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の都道府県への補助。ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部の都道府県への補助。他機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究。サイバーストーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成。ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化等のほか、警察庁職員及び地方警察官の増員の措置等に係る予算要求をしているところでございます。

次に25ページ、情報発信活動の推進及び防犯教室の実施についてであります。

子供や女性を対象とする性犯罪等は被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものであります。

子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のため、子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促すほか、企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図るものとしております。

次に30ページ、児童の性的搾取等に係る対策の推進についてであります。

国家公安委員会におきましては、平成28年4月以降、児童の性的搾取等に係る対策に関し、関係府省庁間の必要な総合調整を行うことになり、現在、平成28年度末に児童の性的

搾取等に係る対策の基本計画を策定するため、関係府省庁連絡会議等を開催しているところでもあります。一方、国際社会では、国連特別報告者から訪日報告書の中で「娯楽産業において児童が性の商品として扱われている」と指摘されるなど、我が国における児童の性的搾取等に係る対策に対して厳しい目が向けられている状況でございます。このような現状を受け、我が国において児童の性的搾取等への取組状況を諸外国に向け発信するため、基本計画の英訳費を予算要求するとともに、その他児童の性的搾取等に係る対策の推進のために広報啓発費や実態調査に要する経費についても予算要求しているところでございます。

次に34ページ、出会い系サイト及びコミュニティーサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布についてであります。

近年、児童にもスマートフォンが普及し、スマートフォン等からコミュニティーサイト等を利用して児童が犯罪被害に遭う事例が多発しており、児童を取り巻くインターネット利用に係る環境は極めて憂慮すべき状況にあります。このような状況を受け、スマートフォンに対応したフィルタリングの普及や児童に対する情報モラル教育の充実、保護者に対する広報啓発の推進を図ることにより、児童のインターネット利用に起因する犯罪被害などの防止を図る必要があります。

そこで、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、出会い系サイトやコミュニティーサイトなどのインターネット利用に係る犯罪被害などを防止するための各種リーフレットの原版を作成し、都道府県警察に配布して、非行防止教室等の機会に活用・配布するとともに、警察庁ウェブサイト等にも掲載するため予算要求をしているところでございます。

生活安全局からは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

先ほど、資料の御説明がありましたように、本日配付の資料には1-1から1-5まであるのですか、本日使用しますのが1-1、1-2ということで、内閣府と警察庁のみからご発表いただきました。それ以外のものにつきましては、次回でしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 資料をもつての報告となっております。

○辻村会長 では、この質疑の範囲は1-3以降も入るのですか、入らないのですか。

○馬場暴力対策推進室長 入りまして、個別の質問があった場合には、事務局のほうで確認させていただきまして、回答させていただきたいと思っております。

○辻村会長 それでは1-1と1-2については口頭で御説明がありましたから、直接お答えいただけますけれども、1-3、1-4、1-5につきましては、一応この資料をもって発表ということですので、こちらについても事前にお目通しいただいておりましたら、また、御質問などございましたらご質問いただければ、問い合わせで回答を後ほどいただくことができます。それでよろしいですか。

○馬場暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 それでは、御質問などがありましたらお願いいたします。

最初に私のほうから確認させて頂きませんが、最初、例えば内閣府のほうは、全体で3億5千万円で2億円以上アップしているという全体像をお話しいただいたのですが、今回の「重点方針2016」として出されております概算要求の施策のうち、該当するものが何件、内閣府から出しているものが何件あって、先ほど御説明いただいたのはそのうちの一部であることがわかるように補足していただければありがたいと思います。警察庁も同じなのですけれども、先ほどご説明くださったものが全てではないのですね。もっとたくさん出ていて、そのうちの幾つかの概要をお話しくくださったという理解でよろしいですか。我々の専門調査会のほうで本日ヒアリングを実施し、重点方針の専門調査会のほうでは直接のヒアリングはしない。そのかわりに私が発表するという構造になっておりますので、こちらの委員の皆様が主として直接このヒアリングに望んでいただくという構造になっております。ですから、せめて何件中何件とか、そういうことがありましたら、加えていただいた方がわかりやすいかと思うのですが、大丈夫いかがでしょうか。例えば3ページからお話になり、資料は1ページ、3ページとなっているのですが、これ以外にもあるのですか。

○馬場暴力対策推進室長 内閣府でございます。

内閣府の資料としましては、1ページから18ページまででございます。項目数という数え方をしなかったものですから、申しわけございません。9項目ということになります。今日御説明させていただきましたのは、そのうちの新規要求に係るものでございまして、4項目になっております。うち1件は今年度実施しているもので、ストーカーマニュアルの作成というものでございまして、来年度要求は特にはございません。今年度で終わる事業になっております。なので、要求に係る施策としましては8件となります。金額としては先ほど御説明した通りでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ついでに警察庁の方も、教えて頂けますでしょうか。

○野地犯罪抑止対策室長 生活安全局でございます。

資料の23ページをもう一度お聞きいただきたいと思います。こちらの下から2段目の「該当施策概要」ということで、○の下に6個の小さい施策がございます。この施策全体については先ほど概要は御説明いたしました。この全体の項目数については6項目になりまして、1億1千万円を予算要求しております。

このほかに、資料の30ページの児童の性的搾取に関する対策の基本計画の英訳の費用、32ページの携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況の実態調査、27ページの自画撮り被害児童の心理特性に関する調査に要する経費、28ページの児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発など4事業、合わせて4,500万円を予算要求しております。

○馬場暴力対策推進室長 この他でございますけれども、法務省が2施策、文部科学省からは1施策、厚生労働省は2施策1事業の報告を受けております。合計等につきましては別途御報告させていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

いずれにしても、非常にたくさんのプランが出ております。それについてそれぞれ予算額も記入してあるところでございます。

これを今後、審議して、これが全て通るわけではないということですね。

前提として、皆様のほうから色々とコメントや注文をしていただくという余地はこの段階でまだあるのですか。

○馬場暴力対策推進室長 要求としましては、財政当局のほうに提出しておりますので、これを年末に向けてしっかり理解を得て予算を獲得していくということに今後なっていきます。

○辻村会長 ここで質疑していただいて、内容を明らかにしていくということですか。

○馬場暴力対策推進室長 そうでございます。

○辻村会長 いかがでしょうか。非常に大部なものでございまして、複雑な内容になっておりますけれども、何か御質問等ございますか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 3ページですけれども、「当該施策の背景・目的」の中で「地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設する」とありますが、具体的にもう少し教えていただきたいのと、恒常的な交付金という観点であるのかどうか教えていただきたいと思っております。

それから、25ページと26ページですけれども、児童の性的搾取にかかわる対策推進ということで、先般、多分テレビの番組だったと思うのですが、高校生やあるいは体が大きい中学生が行きずりの男性にちょっとお茶でも飲まないかとか誘われて、御飯かちょっとしたものをプレゼントされたぐらいでそういう行動をさせられ、子供たちも甘いのですけれども、娘や孫のような人を誘う成人男性に対する啓発がもうちょっと必要なのかなと思っておりますが、予算措置の中ではどういう観点でなっているのか教えていただきたいと思っております。

以上です。

辻村会長 お答え願えますでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 内閣府でございます。

3ページの交付金の事業について御説明させていただきます。下の「該当施策概要」というところに現時点で想定している内容について書いております。センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組をさらに促進するためということで、地方公共団体が負担しました2分の1または3分の1を国で補助したいと考えているものでございます。交付対象としましては、【交付対象経費】の下に*印が4つありますけれども、一つ目が「相談センター」の運営に関する経費、相談員等の経費になります。二点目としましては、被害者の医療費等、また、医療費やカウンセリングに係る経費。三点目としましては、都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援対象者の研修に係る経費。四点目が、このセンターを設置していることについての広報に要する経費。こういっ

たことを交付対象としたいと考えております。

交付金については、できれば恒常化したいと考えております。まずは来年度、しっかり予算を得ていくことを頑張りたいと思います。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ワンストップセンターの設置については、過去の男女共同参画会議の席で、都道府県のなかでどこにあってどこにないかという一覧表を、閣僚の皆様に対して、私のほうから資料として提出しておきました。今後どこに設置するかという問題になりますが、2分の1ないし3分の1を補助することで目標を達せられるという見込みなのでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 まずは全都道府県で設置されるよう、まだ本年度見込みでも三十数カ所でございますので、47都道府県に少なくとも一カ所という、平成32年までの目標ではございますけれども、できるだけ早く設置することにまず取り組んでいきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、この点はよろしいでしょうか。

いかがですか。

○野地犯罪抑止対策室長 警察庁でございます。

女性、子供に対する声掛けあるいはいろんな誘いをして性的な行為に及ぶ者に対してどう対応しているのかということでございますけれども、次のページにポンチ絵をつけておりますが、全国の警察に子供女性安全対策班というものが設置されております。こちらにおきましては、外形的に刑法の犯罪に触れるまでに至らない行為であっても、被害の女性等からこんな不審な行動をしている人がいるとか、声を掛けられたという情報については、県警で一元的に集約をして、刑罰法令を適用して逮捕したり本人に指導警告等を行ったりする。こういった事案について、広く広報をしまして、地域の注意喚起を行っているということでもあります。

また、女性・子供につきましては、それぞれ非行防止教室等、それぞれの都道府県で教室等を開催するなどしているという実態でございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターの原でございます。

今の資料の11ページの、加害者更生に関する取組なのですが、今、わかっている範囲で構いませんので、検討委員会の設置を今年度中に行っていくことだと思いますけれども、具体的な実施に向けたタイムスケジュール等を、もし公表できるものがあれば教えていただきたいというのが一点です。

もう一点が、21ページですが、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制

度の全国展開ということが書いてありますが、これは、例えば臨床心理士などの専門的な人のカウンセリングとの連携を意味しておられるのかということと、PTSDになったような重篤ケースの取り扱いまでカウンセリングの対象にしているのかということ、おわかりの範囲で教えてください。

○辻村会長 どうぞ。

○馬場暴力対策推進室長 加害者更生に係る実態調査研究のスケジュールでございますけれども、いずにしてもまず予算を確保してから、スケジュールの開始としては来年度4月以降の開始となりまして、年度内で調査等まで終えたいというものでございます。

○辻村会長 よろしいですか。

○原委員 それは次年度以降にプログラム開始予定ですか。

○馬場暴力対策推進室長 そうです。

○野川犯罪被害者支援室長 警察庁でございます。

まず、連携につきましては、従来の公費負担制度では、警察のほうで指定した臨床心理士等によるカウンセリング費用だけが対象だったのですけれども、28年度予算以降は被害者の方が選んだ臨床心理士等によるカウンセリング費用に対しての公費負担ということで、特に限定をかけているものではございません。それがまず一点目です。

重篤化の話ですけれども、現状におきましても、警察では部内にもカウンセラーを置いておりまして、部内の職員がカウンセリングするということもございますが、部内のカウンセラーで対処できないような場合においては、当然部外の公費負担によって対処することを想定しているところでございます。

○辻村会長 よろしいでしょうか。

他にいかがですか。

平川委員。

○平川委員 3ページに戻るのですが、先ほどの回答で、まだ相談支援センターが設置されていないところに運営費、経費を出すというように聞こえたのですが、今、設置している、実際に活動をしているところへの経費、支出というのはあるのでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 お答えいたします。

全都道府県へ設置されたことを前提に、来年度運営等の経費を既に設置されている都道府県も含めまして、交付することを想定しております。

○辻村会長 よろしいですか。

○平川委員 もう一つ、15ページ、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防、啓発というところなのですが、これに関して、いわゆるJKビジネス及びアダルトビデオへの出演強要の被害者支援にということになっているのですが、アダルトビデオへの出演強要は若年層に限るのでしょうか。アダルトビデオへの出演強要された被害者は、20歳以上であってもいます。これは若年層に限ると読むのでしょうか。それとも、もっと広くの被害者が対象になるということでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 被害をきちんと調査していきたいと思っておりますので、年齢で限るといことがないように調査等はしていきたいと考えております。

○辻村会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

森田委員。

○森田委員 一つは、23ページのストーカー事案に対する施策として、先ほどの六つの該当施策概要がありますけれども、その中で実際に既に始まっていると思えますけれども、ストーカー事案の加害者に対するアプローチというのは、実際にカウンセリング料の最初の一回分を持つのですか。その辺のところ、どんな内容になってくるのかということと、その次のポツに更生に対する調査研究とありますが、私も現場のほうでそういう話を頼まれている側でもあるのですけれども、効果評価について、やりっぱなしにならないような効果の評価も調査研究の中に入ってほしいと思うのですけれども、その辺のことはいかがでしょうか。

○辻村会長 どうぞ。

○野地犯罪抑止対策室長 まず、一点目は、カウンセリング料の負担の関係ですけれども、これは自己負担でございます。

二点目の調査研究といいますのは、多機関連携の調査研究でよろしいでしょうか。

○森田委員 多機関が連携しなければならぬことをもとにして、実際に効果があるということや、逆にその連携がうまくいかないために、より危ないことが起きるといこともありますという話を大分昨今していたのですけれども、そういうことについてもターゲットになっているのでしょうか。

○野地犯罪抑止対策室長 これは29年度に、多機関連携によるストーカー対策の取組に関する調査研究をそれぞれ行いまして、先進的な事例や、あるいは諸外国でかなり突っ込んだ対策なども講じられておりますので、そういった文献を翻訳したりして、連携のあり方の調査研究をすることとしております。

○森田委員 実際は事例が本当に役に立ったのかとか、何回ぐらいカウンセリングをして、結局個人ベースのお金ですと、いつまでやるのかということについて、途中で終わってしまうということも十分あるわけで、そういうことについて実効性が上がるのかということ、受ける側としても非常に危惧しているのですけれども、その辺のこともぜひできれば入れてほしいのです。

○野地犯罪抑止対策室長 こちらは、平成28年度の警察庁の事業で既に予算をつけて、これは都道府県の補助金でございますが、地域の精神科医療との連携によるアプローチということで、現在、都道府県で取り組んでいただいているということで、現実に地域の医療機関と連携しながら、効果的な事例等も現在収集しているということでございます。

○森田委員 ありがとうございます。

もう一つ、11ページですけれども、加害者更生について原委員からも御質問がありまし

たけれども、最初のところの細項目のところにも、子供も含む被害者の安全確保に対する手法として有効であるというのが背景として書かれていますが、今、児童相談所の児童福祉側と、DV側等の連携ということが非常にあり、また、もしくは家裁を含めた面会交流等が現場では問題になっておまして、この検討委員会の中に児童福祉関係の人たちもぜひ入ってほしいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 今後、しっかり検討していきたいと思います。

○森田委員 ありがとうございます。

○辻村会長 よろしいですか。

ありがとうございます。他にございますか。

それでは、時間の関係もございますので、議事（1）についてはこのあたりで終わります。次、警察庁のほうから、いわゆるJKビジネスの現状と課題等について説明をいただくことになっております。その後、質疑をさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

（発表者交代）

○辻村会長 次、議事2でございます。いわゆるJKビジネスの現状と課題ということで。お手元の資料2をご覧ください。20分程度発表していただきまして、あと15分程度質疑の時間を取ってございます。よろしく申し上げます。

○藤森少年課課長補佐 警察庁生活安全局少年課の藤森と申します。

いわゆる「JKビジネス」に対する警察の取組について御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料2を参照いただきながら御説明したいと思っております。資料2につきましては、警察庁の資料となっているのですが、作成主体は警視庁が設置した有識者となっております。

まず、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれるものの定義についてですが、法令上、「JKビジネス」を明確に定義づけたものはございません。警察といたしましては、少年の性を売り物とする営業の一つとしてこの「JKビジネス」を捉えているところです。

こうした営業につきましては、正当な営業を偽装しながら、女子高生などの児童に性的なサービスを提供させるものが存在しておまして、近年、繁華街を抱える大都市を中心に、多様な形態で出現しているものと、警察では承知しているところでございます。

こうした営業におきましては、働いている児童が児童買春や強制わいせつ、また、児童ポルノの製造、こういった被害に遭うなどしておまして、少年の保護と健全育成の観点から、大変憂慮すべきものであると考えております。

次に、「JKビジネス」の種類についてでございます。こちらでも明確に線引きして御説明することは困難なのが実情なのですけれども、おおむね八つ程度に類型分けして説明されることが多いので、今回はこの区切りで説明させていただきたいと思っております。

皆さん、既に御存じかもしれませんが、簡単にいたしますけれども、一つ目はJKリフレと呼ばれる形態です。リフレというのはリフレクソロジーというものの略語だそうでございますけれども、いわゆる足裏マッサージのようなマッサージでございます。女子従業員に制服とかパジャマを着用させまして、個室においてマッサージや添い寝などを行う形態の営業です。

二つ目は散歩と呼ばれるような形態の営業です。これは女子従業員が散歩と呼ばれる屋外デートのサービスを提供する営業でございます。

三つ目は、この二つが合体したような形で、リフレ・散歩複合型の営業と呼ばれるものです。営業形態はリフレに似ているのですが、そのオプションに散歩という店外デートが含まれるという形態の営業でございます。

四つ目は喫茶と呼ばれる形態です。正に言葉のとおりでございますけれども、カウンター、テーブル等を設置した店内で飲食物を提供しまして、女子従業員が接客するというような形態の営業でございます。

五つ目は見学と呼ばれるような営業です。制服姿の女子従業員や客の注文に応じてポーズをとった従業員をマジックミラー越しにのぞき見するという形のものが見学と呼ばれております。

六つ目は撮影と呼ばれる営業です。これも言葉の通りでございますけれども、個室や屋外で制服姿や水着姿の女子従業員を撮影させる形態の営業でございます。

七つ目はコミュニケーションルーム、略して「コミュ」とかと呼ばれることもありますが、これは正にコミュニケーションを女子従業員、女子高生とするというのを眼目にした営業でございます、女子従業員との会話を楽しむというものです。

八つ目は作業所と呼ばれるものでございまして、作業をする場所ということで作業所と言われているのですが、マジックミラー越しにスカートの中が見えるように座った女子従業員などが折り鶴を作ったりとか、いろんな作業をするのを見ると。こういった分類で、警察で「JKビジネス」について捉えているということでございます。

児童を売り物にしているという共通点はありますけれども、それぞれの営業の形態や特徴、また、危険性などにつきましては、それぞれ異なっておりまして、画一的な対応が難しいといった状況でございます。

また、実態といたしましては、先ほど八つに類型分けして御説明いたしましたけれども、この八つの営業形態に限定されるわけではありまして、警察の取締りですとか顧客の需要の変化といったものに応じて、新たな形態が現れているものと考えられるわけでございます。

さらに、今のは営業の形態別に八つに分けたのですが、店舗を設けて営業する店舗型のものと、店舗を設けずに女子従業員を派遣してサービスを行う無店舗型のものという二つの類型に分けるような分け方もできます。

こういった「JKビジネス」につきましては、先ほど申し上げたように、大規模な繁華

街に存在していることが多いわけですが、その営業実態を確実に把握するというのはなかなか難しいのが実情でございます。

その理由といたしましては、そもそもJKビジネスについては、そこに含まれる営業形態が多様でありまして、明確に定義付けすることが非常に難しく、これを直接規制するような法令も存在しておりません。ですので、風営法にあるような許可ですとか、届出といった制度を利用して、営業実態を把握するというのは難しいということに加えて、営業所の新設ですとか廃業といった消長が激しくて、営業実態を把握するのが難しいということがございます。

さらに、特に無店舗型の営業はインターネット上で広告をしているという場合も多いのですが、こういった広告を通じて実態を把握するというのもなかなか難しいと。店舗があればその店舗を目視して、あれは「JKビジネス」をやっているなということがわかるのですが、無店舗型の営業の場合には、なかなかそういった目視での確認ということもできませんので、営業実態の把握は難しいという状況でございます。

警察といたしましても、可能な限りの実態把握には努めているわけではございますけれども、先ほど申し上げたような理由から、「JKビジネス」の店舗数といったものに関して、網羅的かつ正確な数字を申し上げることが非常に難しい実情に御理解を賜ることができればと考えております。

現場の警察官が目視によって確認した範囲においての状況について御説明いたしますと、「JKビジネス」の多くは東京と神奈川と愛知と大阪の四つの都府県に存在しているという状況が見受けられます。特に東京都に存在している営業所は非常に多く、この四都府県の中での割合もかなり多いという状況が見受けられるという形になっております。

次に、いわゆる「JKビジネス」における児童の被害状況や店舗の摘発状況について御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、「JKビジネス」におきましては、営業所などで働いている児童が、児童買春や児童ポルノ製造などの被害に遭う事件が発生しております。お配りした警視庁の有識者会議の報告書、前半部分10ページ程度報告書の本文が来ておりまして、その次から資料になっています。ページ数を振っていないのですが、右上に「資料4」とあるのを御覧いただければと思います。

こちらには、児童買春ですとか、ストーカー行為規制法違反とか、いろいろな被害形態が存在することが記載されております。ここに書いてあるのは警視庁の管内、つまり東京都の中で発生した被害事例ということになるのですが、これ以外にも愛知県や神奈川県などで「JKビジネス」で勤務していた女子児童が被害に遭っているという事件もございます。

また、警視庁の報告書には、客が加害者になっている事例が掲載されておりますけれども、客が起こす事件としては、裏オプションなどと称したサービスを利用して、児童を買春するというものすとか、撮影のサービスで衣服をつけない姿にさせて、その児童を撮影して児童ポルノを製造するといったものが多いのですが、客が加害者になるもの

のほか、自分が経営している「JKビジネス」の店舗で働く、従業員である女子児童を姦淫する、買春するといった、店舗の経営者が加害者となるという事件もございまして、一口に被害状況と申しましても、多様な形態が存在しております。

こういった形で、「JKビジネス」で勤務する児童が被害に遭っている状況というのがございますので、警察といたしましては、「JKビジネス」を直接規制する法令がない中でも、あらゆる端緒からこうした営業の情報収集、実態把握に努めまして、違法行為がある場合には各種の法令を適用して取締りを行っているところでございます。

報告書の2ページ前の資料2を御覧いただければと思います。こちらに「JKビジネス」店舗の検挙事例ということで、店舗を摘発した事例が載っております。こちらを御覧になっていただきましても、労働基準法ですとか、風営法ですとか、児童福祉法など、各種の法令を適用して取締りを行っている状況がうかがえると思いますけれども、この中でも多いのは、労働基準法の危険有害業務への就業制限、この事例の中でも上の四つでございしますが、この規定を適用していることが多いです。労働基準法の62条2項には、18歳未満の者を福祉に有害な場所における業務に就かせてはならないということが規定されているのですけれども、こういった「JKビジネス」の営業が児童の福祉に有害な業務であるということを立証した上で、労働基準法で検挙するという形の事件捜査を行っております。

また、労働基準法だけではなく、経営者側から被害児童へ強い支配性があるといった必要な要件が満たされている場合には、より罰則の重い児童福祉法の児童に淫行させる行為ですとか、児童の有害支配行為といった条項を適用してございまして、できるだけ重い罰則が適用されるような形で事件捜査ができる場合にはそういった捜査を行っているという状況でございます。

先ほどから申し上げているとおりでございますけれども、「JKビジネス」の営業はさまざまな形態が存在しておりますので、有害な業務であると直ちには言えないようなものもございまして、ですので、摘発にはいろいろと苦労しながら、工夫しながら違法行為の摘発を行っているというのが実態です。

また、営業者の摘発とあわせまして、「JKビジネス」店で働く女子児童に対する補導や助言などについても、「JKビジネス」の営業所が多数存在する都府県警察とでは行っているところでございます。JKビジネスで勤務するということは、少年の心身に有害な影響を与える行為でありまして、自己又は他人の徳性を害する行為であるという観点から、補導を行っているところでございます。

次の資料3を御覧いただければと思いますが、こちらには、警視庁が平成25年から27年にかけて補導した児童の人数が掲載されております。

補導と合わせまして、「JKビジネス」で働く女子児童の中には犯罪の被害に巻き込まれるという危険性がそこに存在しているということを意識せずに安易に稼働している児童もおります。ですので、児童に対する啓発が重要であると考えられますので、各都道府県警察が実施している防犯教室ですとか、薬物乱用防止教室、こういったものは都道府県の

警察官ですとか、スクールサポーターといった警察官のOBで学校に配置されるなどしている人がいるのですけれども、そういった人たちが実施するこういった教室などに合わせて、「JKビジネス」で働くことにより巻き込まれる危険性といったものについて、併せて講話を行うなどいたしまして、児童の意識啓発を図っているところでございます。

最後に、警視庁が設置した有識者会議が実施しました女子高生へのアンケート調査の結果について簡単に御紹介させていただきたいと思っております。説明が後先になってしまいましたけれども、この有識者会議につきましては、「JKビジネス」が有する治安上の問題点と、それに起因する犯罪の防止対策について検討するために、今年の2月に設置されまして、4回の会議を経て今年の5月に報告書を取りまとめました。報告書におきましては、「JKビジネス」に起因する犯罪の防止対策として、法的規制と青少年を取り巻く社会環境の整備の2つが提言されております。この報告書を取りまとめるに当たりまして、実態把握を行うという観点から、都内の女子高生などに対するアンケート調査と、「JKビジネス」店舗において働いていた児童に対するアンケート調査の2つをそれぞれ行っておりまして、結果を資料5、6としてまとめているものでございます。

お手元の報告書の最後についておりますのがアンケート調査の結果ということになります。一般の女子高生に対してのものと、資料6、最後のページが「JKビジネス」で稼働していた児童に対する調査という形になっております。

調査の分析につきましては、報告書の3ページに取りまとめられているとおりでございますけれども、資料6からは、「JKビジネス」で働くことになったきっかけですとか、店を知ったきっかけにおきまして、友人からの誘いとインターネットの影響が強いということが見て取れます。また、保護者につきましても、「JKビジネス」の店舗で働いていたという実態を知らないことが大部分であるということが見受けられます。報告書にも記載されておりますけれども、「JKビジネス」は友人からの誘いという安心感ですとか、手早くお金を稼ぎたいという安易な考えから女子高生などが安易に足を踏み入れやすい営業であるということがうかがえるかと思っております。

以上で私からの説明を終わりたいと思っておりますけれども、こういったJKビジネスにつきましては、警察の取締りですとか、顧客の需要などに応じて新たな形態が次々と出現していますので、警察としましては実態把握に努めるとともに、関係機関と連携して違法行為を行っている店舗に対する取締りですとか、そのような店舗において勤務をしている女子児童などに対する指導啓発活動を強化しまして、少年を取り巻く有害環境対策の更なる推進に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

ただいまの警察庁の御説明に対して、これから質疑をさせていただきますが、何か御質問ございますでしょうか。

阿部委員から、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

私も神奈川県からの資料で、神奈川県では平成27年に114店舗立ち入り調査を行ったという資料をいただいているのですけれども、先ほどから東京、神奈川とか大都市圏が多いということで、こんなに自分が住んでいるところにJKビジネスがはびこっているなどということは、こういった資料を見て非常に驚いているところなのですけれども、大都市に集中しているということでありますが、都市部というのはそういったニーズがやはりあって、大都市だけではなくて、全国の都市でもこういった実態があるのかどうかということが一点です。

それから、こういったニーズがあるということは、拡大の傾向にこれから進むのかどうか。皆さんが防止に尽力されていることはよくわかりますが、拡大していくのかどうかという、ある意味での分析等についてはどのように見ておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

○藤森少年課課長補佐 神奈川で114店舗に立ち入りしているというのは把握はしていなかったのですけれども、大都市に偏在はしているものの、それ以外の都市におきましても、そういった営業は存在しております。具体的にどこを網羅的に申し上げることはできませんが、決してこの4都府県だけに存在しているというわけではございません。

今後、拡大していくかどうかということなのですけれども、これは私見になってしまうのですが、これまでずっと、正直野放しにされていたようなものに対して、対策を警察としても社会としても打っていつているという状況がございますので、このままずっと右肩上がりに拡大していくかということ、若干疑問があるかなと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

先に伺っておいたほうがいいかもしれませんから、私から質問させていただきますが、今日は警視庁の公表資料を用いて警察庁で御報告をされ、今、神奈川のことなどに関連して、今後、実態把握に努めるという形で御説明くださったのですが、警察庁自体が現在、この問題について、有識者会議というのではないと思いますが、どういう組織を使ってどのような取組を実際に行われるのか。先ほどの概算要求のところ例えばJKビジネスの調査とか取組というところに警察庁からは予算請求はなかったですね。今後、どのようになさろうとしているのか。要するに愛知県のほうで条例をつくられて、それぞれ地方で取り組んでいるということはわかったのですが、全国的に警察庁でしなければいけないことはあるのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○藤森少年課課長補佐 何か具体的に予算措置をしてということは今のところは特にございません。他方で、警察庁の役割といたしましては、都道府県警察への指導というものがございますので、適切に各都道府県警察の施策の状況についてフォローするとともに、全国的な傾向などについての必要な把握をしまして、全国警察に対する指導を行っていくという形になろうかと思っております。

○辻村会長 何か特別の部局を作るとか、そういうことはないですか。

○藤森少年課課長補佐 ちょっと特別の部局は。少年課の中で取組を行っていきます。

○辻村会長 藤森さんは少年課の中でこれを担当されているのですか。

○藤森少年課課長補佐 私は少年課全体の取りまとめという担当になるのですけれども、いわゆる「JKビジネス」の対策を担当している係ももちろんございます。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございました。

では、ほかの委員から御質問をどうぞ。

柿沼委員。

○柿沼委員 資料3の「JKビジネスに関する検挙・補導」という図表を見ますと、検挙人員というのが平成27年は7人で、26年は26人、平成25年は40人なのですが、18歳以上の高校生等も補導対象に追加しているのが27年1月ですが、検挙の人員とか店舗数が少なくなっているというのは、ビジネス自体が収れん化しているのでしょうか。先ほど拡大するとは思えないというお話があったのですが、例えば学校との連携とか、そういったようなこととか、どのように抑える方に向いているのか、教えていただきたいと思います。

○藤森少年課課長補佐 検挙件数の推移についての分析というのは非常に難しいかなとは思っておりまして、確かにこちらを見ますと、平成25年が物すごく多くて、26年、27年はそれほどでもないという状況が見受けられます。警察としても24年、25年ぐらいから取組を強化し始めている時期でございまして、それまで余り検挙されると思っていなくて、割とオープンに営業していた人たちが、だんだん検挙が難しい営業、例えば無店舗型の営業のほうに移行していくとか、そういった営業形態の変遷、変化といったものが影響している可能性もございますし、警察の取締りによって児童を雇うのはやめようと、「JKビジネス」という名前をうたいながらも、18歳以上の人間を使おうという形に変遷している可能性もございますし、そういったものは複合的にここにあらわれているのかなと思います。

○辻村会長 原委員、どうぞ。

○原委員 店舗数が多いのは大きな都市圏ということなのですが、SNSのさらなる発達によって、これからもっと地域に限らず、例えば田舎でもこういう問題が、もしくは模倣したようなものが生じてくるのではないかと思えるのですが、そのあたりはどのように見ていらっしゃいますか。

○藤森少年課課長補佐 それは可能性としてあり得るかなと思います。例えば愛知県で条例ができて、取締りが厳しくなれば周りの県に転移していくという可能性もなくはないかなと思うのですが、現状でそれを裏付けるデータは持ち合わせていないのが実態でございまして、引き続き実態把握に努めるという形になろうかと思えます。

○原委員 有識者の中で、予防教育をする必要性について御指摘とかはありませんでしたか。

○藤森少年課課長補佐 予防教育というのは。

○原委員 学校現場で、SNSの利用も含めて、こういうことは問題だということを啓発する

ようなことについてはどうですか。

○藤森少年課課長補佐 この有識者会議の議論を完全にフォローアップしているわけではないのですけれども、9ページ、先ほど申し上げました法的規制ともう一つの柱で「青少年を取り巻く社会環境の整備について」という提言が行われているのですが、10ページ、(2)「青少年に対する措置」ということで、青少年、未成年者に対する意識啓発も行うべきであるという指導、助言をする必要があるという形で提言されておりますので、恐らく有識者の方の中にもこういった点について問題意識を持っていらっしゃる方がいたのかなと推測できます。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 まず、細かい点なのですけれども、調査は警視庁ということなのですが、調査対象が、資料5の1ページに「都内女子高校調査」と書いてあるのですけれども、これは女子高校生ではなくて、女子高校の女子高生にしたということなのでしょうか。

○藤森少年課課長補佐 細かい調査の方法につきましては私も把握しておりませんので、後ほど事務局を通じて御回答させていただくような形でよろしゅうございますか。

○山田委員 さまざまな形態の高校によって多分実態は相当違うと思いますので、一つの高校だけ、それも多分都内女子高校という限り、ほとんど私立ですので形態が違うかなという気はしたというのが、一点感想です。

あと、報告書以外なのですけれども、結局雇用者や客に関する情報とかそういうものの調査とかは、この調査ではされていないのでしょうかけれども、警察庁のほうでは把握しているのでしょうかというのが第二点。

第三点がいわゆる雇用されない場合、自営というのも変な話ですが、つまり、自分で勝手に客をとったりするというような場合は把握されているのか、どういう状況なのか、問題、関心をお持ちかというのが第三点。

あとは感想なのですけれども、10ページで、家庭、学校などに居場所がなく、青少年にとってJKビジネスが居心地のよい場所にならないように。ここが入ったのは非常に重要なところだと私は思っていて、結局被害者となっている女子高生、中退も含めてだと思いますが、未成年の人たちがどういう状況に置かれているかということの調査も必要だと感じました。これは感想です。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

私も全く同ような質問をさせていただこうと思ったのですが、内閣府のほうでは先ほど出ていました、概算要求のところでは15ページ、JKビジネスについて調査をするというのがありなのですけれども、警察がするのとでは違うと思うのです。検挙された人に対していろいろな情報を得るといってもできますので、今、言われたような客側のといいますか、あるいは逮捕された人の側の情報でありますとか、警察庁のほうで掌握できるのでは

ないかと思えます。また、先ほどの女子校の点は違和感を覚えましたね。JKというのは女子高生ですが、別に女子校の女子とは限らないわけですね。共学の女子だっているわけですから、多様な学生に意識調査すべきでしょうし、男子学生などにもインターネットなどだったら聞くこともあるでしょうし、そういう広範な多様な調査対象ということも必要でしょう。警視庁の有識者懇談会がした調査で全てが尽くされているわけではありませんので、今後もまた実態把握に努めていくべく内閣府のほうと警察庁のほうでまた連携してやっていただければよろしいかなと思っております。他に何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、一旦ここで切りましょうか。今の問題についてはこれで質疑は終了します。どうもありがとうございました。

(発表者交代)

○辻村会長 それでは、次、議事(2)アダルトビデオへの出演強要に関する現状と課題というテーマに移ります。本日は研究者お二人においでいただきおまして、それぞれの御専門分野での研究を踏まえまして、また、諸外国の例も踏まえまして、現行法のもとでどのような対応策があるか、あるいは課題、対応を検討する上での注意点などについて御意見を伺いたいと思っております。

20分ずつお二人から発表いただきまして、その後、20分間委員の質疑に移りたいと思えます。

まず、神戸大学大学院国際文化学研究科の青山薫教授から、御専門の社会学の観点から御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○青山教授 皆さん、こんにちは。御紹介にあずかりました神戸大学の青山薫と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、社会学が専門でありまして、その中でもジェンダー、セクシュアリティに的を絞って研究しています。またその中でも、性産業とそれにかかわる移住労働について実証研究を行ってきました。

今回は、いわゆるアダルトビデオに関する問題についてですが、諸外国の先例に学ぶということと、把握できる範囲で日本の現場が今どうなっているのかということをお紹介したいと思います。

発表は2部に分かれておまして、最初は海外の知見ということで、アダルトビデオだけでなく、性産業全体における暴力あるいは強制などの被害の防止に対する考え方を中心にお紹介いたします。

いわゆるAVなのですが、アダルトビデオというのは和製英語でありまして、英語表現だとポルノグラフィックフィルムズということになるのだと思います。というわけで、以下「ポルノ」としてポルノ映像の法的地位の概観をいたします。私もポルノグラフィックに関しては勉強を始めたばかりでして、網羅的に存じているわけではないのですが、代表的なところでEUとアメリカ合衆国について例示します。

EUですが、EU加盟国全体で議論されEU議会で議決などがされるわけですが、合意をもってなされる成人向けの成人によるポルノは合法ということになっています。しかし、暴力、特にレイプを含むものについては明確に違法にしている国がございます。

前後しますが、EU議会はつい昨年の秋、インターネット上のすべての情報に対する成人の平等なアクセスを保証する立法を行いました。つまり、大人であればポルノでも何でもフィルターをかけられずにアクセスできるということを決めたわけです。これで、例えばイギリスでは、ポルノを見るときに自分が何者かを明かさなければならない仕組みのフィルターをかけようとしていたのですけれども、かけられなくなったということがございます。

しかし、一方で、どんなメディアでも、映像でも小説でも何でもいいのですけれども、メディア全体からジェンダーのステレオタイプに当たる表現をなくすという目標を、EU全体は持っています。ですから、ポルノとジェンダーステレオタイプな表現の間の駆け引きが常に行われ、性と表現と性差別についての議論がなされていると言える状態です。

アメリカ合衆国ですが、合衆国の連邦法のレベルでは、合意による成人による成人のためのポルノは合法です。制限はございません。しかし、三つの条件、すなわち、わいせつ、かつ、ほかの性的攻撃性を規定する、州法に抵触する、かつ、政治的・芸術的・文学的・科学的等々の価値が認められない、つまり、芸術性、あるいはストーリー性が全くないという三つの条件がそろった場合に限り、その地域の常識に照らして州法で独自に制限できることになっているようです。ざっくりいいますと、ヨーロッパとアメリカ合衆国とでは、大人のポルノに関してはかなり自由主義的な対応がなされているということです。一方で、アジアとアフリカでは、違法扱い、規制を厳しくするという国や地域が多数あるように見受けられます。

次に、国ではなく、関係国際団体や、国連NGOが、性産業全体に対してどういうアプローチをとっているか、代表的なものを御紹介申し上げます。

まず、「労働」アプローチをとっているのは、もちろんILOです。これは性産業に従事するというを労働と捉えて、仕事の条件の向上を図り、働いている人の権利の行使を促し、一方で、国から見れば、税収を得て、かつ産業を把握するために課税をするということを推奨する。このアプローチは早くから出ていまして、ここに示しました1998年の資料にすでにはっきり書かれております。

次が、「社会的に脆弱なグループに対する暴力の防止」というアプローチです。こちらは、スティグマ（社会的な汚名）を着せられるという理由を中心に、性産業で働く人たちを社会的に脆弱なグループと捉え、この人たちに対する暴力を防止するにはどうしたらいいかという考え方で、代表的にはWHOが発表しております。

性産業従事者の事を「セックスワーカー」とWHOなども私は称しますが、この言葉はいろいろな業態で働いている人を含みます。AVの女優さんなども含みますし、売春に従事する人たちも含みます。

その人たちが自身が暴力に対処したり、暴力を予防したり、暴力を減らすための法的権利について、自分たちが学ぶための教材を開発することなどを、WHOなどが助けるわけです。また、暴力と差別に対処するための、セックスワーカー自身のコミュニティーの活動を支援する。暴力の可能性のあるお客や事件について、仲間、コミュニティーの内部で警告し合うためのシステム、例えばiPhoneのアプリを開発するなどの支援の方法もあります。このようなアプローチは、後で御紹介するエンパワメントにもかかわってきます。

国など法執行機関に対しましては、警察に対して、ハラスメントや不当な介入を減らすためにワークショップを行うことを助ける立場をWHOなどは標榜しております。

似たような考え方なのですけれども、次が「危害、搾取、強制からの保護」のアプローチです。これはAmnesty Internationalが去年政策提言的に発表して話題になりました。Amnesty Internationalは皆さん御存じの国際人権NGOです。そこが、各国政府に、セックスワーカーが自身の命と安全に影響する法律の開発に参加することと、彼女たちに対する差別をやめ、教育へのアクセスや雇用の選択肢を確保することを呼び掛けたのです。これはアムネスティのウェブサイトです。手に入るようになっております。

NGOということで、もう一つGAATWという略称で呼ばれる、Global Alliance Against Traffic in Women（女性の人身取引に反対するグローバル連合）のアプローチをご紹介します。GAATWは、人身取引対策をする二つの世界的NGOのうちの一つです。そのGAATWが、関係者の間でかなり知られております2007年の報告書で打ち出したアプローチは、人身取引と性暴力を結びつけ、その被害者かもしれない、定義上複雑なので「かもしれない」という報告書の表現をそのまま使いますが、人々にどんな影響があるかによって、政府などの人身取引対策を評価することが当事者にとって必要だ、というものです。

そうして、被害者になりやすい人を特定し、さらに、女性も男性も含むその人たちを守る責任が誰にあるかを特定する。より効果的にかれらの人権を守る方法を探るということで、法や施策が人の移動の自由と権利等の人権をも阻害せずに、人身取引の被害を防ぐこと狙っています。

次に、「ハームリダクション」アプローチというものがございます。これは日本語では「危害軽減」とも訳されますが、国連薬物犯罪事務所なども実行しているアプローチで、公衆衛生の考え方から出てきたものです。ここに引用しましたのは全米健康研究所のものですが、これもウェブサイトです。手に入ります。

「ハームリダクション」は、もともとは1980年代からアルコールや薬物の依存症や乱用の手当をどのように効果的にしたらいいか、ということで考え出されました。アルコールだったら完全に断酒する、薬物だったら一回も摂取しないようにするといった、「禁欲」アプローチが現実的でないだろう場合に効果的であると考えられています。性的取引の場合も当てはまります。完全な禁止が現実的でない場合に、これを行う中での危険を減らす、というアプローチなのです。具体的にはいろいろありますが、最近では10代の妊娠や、STI（性感染症）の予防に効果があると言われております。性産業に結びつけて言いますと、若

年の売春従事者に対して無料でコンドームを配るですとか、STI検査を行う、緊急避妊対策を提供すると、当然ですけれども、当事者にとって危険より少なくなります。罹病率、死亡率が下がるという結果が出ているそうです。

最後に、皆さんお聞き及びかと思えます「エンパワメント」アプローチというものがあります。今までのアプローチと重なるところもあるのですが、こちらに引用したのは、国連開発計画、国連人口基金、UNAIDS（国連合同エイズ計画）が共同で出しているHIV予防の施策にかかわる報告書の部分です。

セックスワーカーが主導するコミュニティにおいて彼女たち自身の集団としてのエンパワメントを促し、保健、健康状態を良くすることに重きを置くと、強制的にあれをやれ、これをやれというのではなく、人権蹂躪を避けつつ、予防に効果が上がる、継続的に効果するというものです。

お気づきかと思いますが、今まで私にご紹介してきましたのは、取締りと規則強化に比べ、よりやわらかいアプローチです。御紹介申し上げた諸団体、国連機関は「当事者参加行動調査」という方法論にのっとって調査をしてこういう結果を出しています。

「当事者参加行動調査」といいますのは、最後にも触れたいと思いますが、マイノリティーが直面する社会事象の調査の中心となって、自分たちが調査の対象であるばかりでなく調査者ともなって解決策を探り、その結果が当事者の利益になるような調査のことです。

これは僭越ながら私自身の定義です。私がここで基礎としておりますのは、イギリスのO' NeillとCampbellという性産業調査をしてきた社会学者たちなのですけれども、彼女たちが言っているのは、もっと具体的で、調査の過程と結果が全て参加者、すなわち当事者自身のものになるということです。

パワーポイントの真ん中は非常に地獄的事情なので飛ばしまして、調査に対するモニタリング、先ほど委員の方から出ていました言葉を使えば「効果評価」を途中で行い、そのプロセスも調査結果に織り込まれます。その効果評価も当事者が行き、結果に反映させるようにするという調査デザインの仕方です。

こういう当事者自身を巻き込んで、つまり現場、現状を知っている人を巻き込んで、実効性の高い政策なりをつくらうというのが、先ほど紹介した機関などの考え方であり、結果でありました。

発表の後半に移りますが。では、日本の現場で現行法制度の中でどんな課題があり、何を目標にしたらいいかという試案でございます。

一つ指摘しなければいけないのは、性産業全体に対する取締り強化というアプローチが、前半で紹介したアプローチとは別にあるということです。取締り強化については、先ほども地下に潜るお話がちらっと警察庁の方からも出ていました。厳しくすれば目に見えないところに行ってしまう、アンダーグラウンド化してしまう、ネットの世界に入ってしまうということが、日本に限らず、フランス、ノルウェー、オーストラリア、UKで報告されています。日本でも同じようなことを、本当に小さな調査ではありますが、私の手元では

確認しています。

もう一つ、コインの裏表のように起こるのがスティグマ（汚名）を着せることによる差別の強化です。取締りが厳しくなればなるほど、厳しくしたにもかかわらず性懲りもなく性産業に従事している「悪いセックスワーカー」という概念が生み出されるということです。

アンダーグラウンド化とスティグマの強化を合わせますと、仕事の条件としては手に入るものがどんどん悪くなっていく。そして、アンダーグラウンド化の同義語のようなものですが、人間関係を中心とした社会的資源がどんどん失われていく。ネットワークが失われていく。そうしますと、「社会的死」とも呼ばれます、いわゆる「奴隷状態」、全く自分で何もコントロールできない状態につながっていつてしまうのではないか。つまり、政策的に見れば、当事者への危害を減らすために施行したはずなのに、その法の手段が法の目的を裏切ってしまうということが、どうも性産業に関しては取締り強化に伴って起こっているのではないか、と私は非常に危惧しているところです。

また手前みそですが、この図は、自分の著書でも同じことを考えていたということを示しております。仕事の条件とネットワークへのアクセスが社会資源の重要な一部なのですが、それらが悪化へ向かい、ある一線を越えると奴隷化につながる。全く自分のコントロールがきかない世界に入っていくてしまう。ですから、社会学の研究者などを含めて私たちは、これを防ぎたいと思うわけです。これは10年前のデータで数年前に出版した本に書いたことですが、現在、先ほど御紹介したアンダーグラウンド化とスティグマ強化がAV業界を含む性産業について懸念されることを私は今回確認しまして、ちょっと喜ぶことのできない偶然の一致を見てしまったところです。

ここ数週間で、つてのあるところにだけお話を聞いてみました。そして、AV業界の人たちの意見に似たような懸念が出てきていることがわかりました。

細かいところは飛ばしますが、まず、強制の問題が特に起こっているのは、15年前ではなく現在では、海外配信系のメーカーのかかわりが大きいのではないか、という疑いがあります。海外配信系とは何が問題かと、先ほどの枠組みで申し上げますと、ネットワークから切れていることが問題です。日本の業界から切れてしまっているし、法規制からも切れてしまっている状況です。それが日本国内に拠点を置くプロダクションなどを使う形で制作をしている場合がある。

それから、やはりスティグマの強化が問題とされています。犯罪化が進めば進むほど働いている人のスティグマが強化される。営業困難もふえる。これがもしかしたらある種の政策目的なのかもしれませんが、これらの困難が増えると、今、統計はありませんが女優さんだけで実働2千人とも4千人とも業界の人が言う出演者、制作者、ポルノの利用者、海外配信系に流れてしまう。つまり、より危険で搾取性の高い、コントロールの利かない業態の需要を増やしてしまうという結果がついてくるのではないか、という心配を耳にします。

業界団体の人たちは、自分たちに問題がないとは考えていません。例えばAVAN（一般社団法人表現者ネットワーク）、IPPA（特定非営利活動法人人知的財産振協会）といった団体がありますが、この人たちは問題を防ぎたいと思っています。業界内部を巻き込んで、先ほどの当事者参加のような調査をしたいと思っているし、法執行機関や関連人権団体等々と連携をしつついわゆる業界の健全化をしたいと望んでいます。

今の段階でわかりませんが、もしも新たな規制が必要とすれば、目的は、AVに従事している人、これからしようとしている人たちに対する暴力や強制被害を減少させることのはずです。それを防ぐには、業界の内部の事情を知る人の参加を得て、情報提供、協力を受けながら、あるいはその人たちを「有識者」として政策決定のテーブルに招きながら、正確に問題を把握する必要がある、と御提案申し上げて、私の発表を終わります。

ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。貴重な御報告をいただきました。

それでは、引き続き、琉球大学大学院法務研究科の矢野恵美教授から、今度は御専門の刑事法の観点などを踏まえて発表をお願いいたします。お手元の資料は4ですね。

○矢野教授 ただいま御紹介いただきました、琉球大学大学院法務研究科の矢野と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは、本日、アダルトビデオの出演強要について、刑事法の観点からということと御指示をいただきましたので、それに絞ってお話しさせていただきたいと思います。また、先ほど青山先生の御報告にもありましたけれども、AVにかかわっている方にはさまざまな形にかかわっている方がいらっしゃるわけですが、本日は、あくまでもAVに自主的に出たわけではない、AV出演を強要されたという方について、刑事法で何ができるのかということを考えていきたいと思っております。また、今日、もう御退席になりましたけれども、警察の方からもお話がありましたが、18歳未満に限るのかというお話がございましたが、逆に18歳未満はかなりさまざまな法制もございますので、本日はむしろ18歳以上で、強要されてAVに出るという方をイメージして、刑法の観点から考えていきたいと思っております。

まず、刑法という法律は事案を全体として見るというよりは、1つ1つの行為が果たして犯罪に当たるのかというところを判断していくところに特徴があると考えております。

今日御臨席の皆様方の刑法に関する親和性はそれぞれだと思いますので、前半でごく簡単に日本の刑法の条文の状況を御紹介させていただいた後、北欧からのアプローチに移っていききたいと思います。

AVへの出演強要につきましては、日本の現行刑法でも処罰の可能性はあるとは考えております。まず第一に、契約自体が無効になる場合がございます。これは例えば契約の内容が公序良俗に反するなど、民事法の観点から契約自体が無効になるということです。ヒューマンライツ・ナウで御紹介なさっていた判例などもこれに当たるかと思えます。

一方で、こういった出演の契約をするようにおどす脅迫罪、人をおどすことによつて義

務なきことをさせる強要罪というのが考えられ得るわけです。さらに、契約が適法に成立した場合、または契約が無効であったとしても、さらに現場で性犯罪が起こり得るという構造になっているかと思えます。

ただ、ここで文を挙げておりますが、脅迫罪、強要罪に関しましては「生命、身体、自由、名誉又は財産に対して害を加える」という脅迫内容でなければならないという絞りがあるために、例えば、下着姿などを誰彼構わずばらまくということであれば、名誉を害することに該当する可能性があるかもしれませんが（註：名誉毀損罪は「公然と」事実を摘示する必要があり、「公然と」とは多数または不特定の者を指す）、ちょっと心配しておりますのは、親御さんにばらすぞということだと、ここの要件にはもしかしたら当たらない可能性もあるだろうということがございます。

次に、契約自体は有効になっている場合でも、現場で意に反する行為をさせられる場合は、これが必ずしも強制わいせつとか強姦に当たらなくても、強要罪という可能性はあるわけでございます。

これにつきましては、先ほどの「生命、身体、自由、名誉」に当たることも多いのではないかと思います。

それでは、性犯罪はどうなっているかということですが、今日の会議の中でもご紹介がありましたように、現在、もしかしたら性犯罪規定自体は改正になるかもしれませんが、そうするとまた状況が変わってくると思います。本日、配付されておりました資料1の38ページのところに、性犯罪規定の改正予定の部分が①から⑤まで載っておりますので、こちらの見直しによって多少変わってくる場所もあるかとは思いますが、ただ、現在は強姦罪と強制わいせつ罪が一応基本になっておりますので、実際に現場で暴力が振るわれて、これが使えるかということですが、強姦罪における暴行、脅迫というのは「被害者の抵抗を著しく困難にする程度」という、割と強い要件が設けられているために、強要されて嫌々出演していても、現場で強い暴行・脅迫これに当たらないかのように見えてしまうという問題が実際にあるのではないかと思います。

ただ、判例を見ますと、脅迫と姦淫行為強姦罪は男性器の女性器への挿入だけに現在は限定されておりますので、それを姦淫と呼びますが、脅迫と姦淫の間の期間が2週間あったというケースで、実際に性行為に及んだときには被害者は同意していたという形でも、強姦罪を認めた判例もございます。また、強制わいせつ罪に関しましては、つまり、男性器の女性器への挿入以外の行為に関しましては、暴行、脅迫はそこ（「被害者の抵抗を著しく困難にする程度」）までの強度は求められないという判例も出ておりますので、こちらは比較的使おうと思えば使えるのではないかと考えております。

また、強制わいせつのケースで、被害者からしたらわいせつな行為であっても、加害者にわいせつな意図（主観的要素）がなかったということで争われるケースもあるかと思いますが、現在、強制わいせつ罪の行為者に、それが被害者にとって性的なものであるという意識があれば、自身にわいせつな意図がなくてもよいという判例、解釈等もございます

ので、強制わいせつ罪のほうに関しては、現場で暴力があった場合、強姦罪よりはすっと成立しやすいのではと思っております。

この辺は既に御承知かと思えます。

もう一点、これは刑法になじみのある方かどうかによってちょっと違うかと思うのですが、少し飛ばしまして、178条に準強制わいせつ及び準強姦罪というものがございます。こちらは、人の心神喪失もしくは抗拒不能に乗じ、または心神を喪失させ、もしくは抗拒不能にさせて、男性器を女性器に挿入すれば、準強姦罪、それ以外のわいせつ行為をすれば準強制わいせつ罪になるというようになっております。

こちらを実際に使った判例としまして、被害者をだまして承諾を得た場合に、抗拒不能と判断した例もあるということで、これはモデル志望の女性を会社社長が密室に閉じ込めて、全裸にして写真撮影を行った事例を、準強制わいせつである、被害者が抗拒不能な状態に陥っていたと判断したもので、これは比較的今回のような事例に親和性があるのではないかということで、御紹介させていただいております。要するに、モデルになるためにはそのわいせつ行為を我慢しなければならぬんだと被害者が無知や未熟さから思い込んでしまうような状況に追い込まれる。社長とモデル志望者という地位の関係の中においては、そのような強制的なことは被害者を抗拒不能に陥らせたといつてよいであろうという判例でございます。

これは実は後ほど御紹介させていただきますが、スウェーデンにも似たような条文があり、それを使用してはどうかという提案もございました。

もう一つは、親告罪の問題でございます。捜査機関の方でこれを犯罪として立件できるのではないかと考えても、現在は親告罪であるということで、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない。公訴を提起することができないとわかっている段階では、捜査のほうも必然、中止されてしまうこともあるということで、例えば、実際には契約があろうとなかろうと現場で犯罪に当たる行為があれば犯罪になるにもかかわらず、被害者がだまされていたり、思い込んでいたりして、告訴をしないという判断に至ってしまうようなケースもあるかと思えます。その際に親告罪であるということが一つ問題になるかと思えますけれども、これにつきましては先ほどの刑法改正の要項の概要の①、性犯罪の非親告罪化が現在検討されているところですので、これにつきましては刑法改正があった場合には、問題としては一つクリアできるかもしれないと思っております。

そのようなわけで、アダルトビデオへの出演強要につきましては、日本の現行刑法でも処罰の可能性はあると考えております。ただ、現場にいる人間だけではなく、スカウトや会社の役員が処罰できるかというのは、また厳しいところではございますが、単純に刑法の理論だけでいえば、一定の要件を満たせば（共謀）共同正犯、教唆犯、幫助犯等の可能性もゼロではないと思っております。

ちなみに、ごく簡単に説明いたしますと共謀共同正犯というのは、例えば犯罪に当たるような内容を事前に相談したり、指示したりして、正犯としての役割を果たしているけれ

ども、現場には行かないという人が共謀共同正犯。教唆犯というのは字のごとくそそのかすということで、そういうことをするつもりがなかった人に、そういうことをやっただけではないかと言うもの。幫助犯というのは犯行を容易にするような共犯の形態でございます。

このようなものもございますので、できなくはないと思うのですが、現実的にはなかなか要件を満たし切れていないということがあろうかと思えます。

AV出演強要関係の行為の刑法における処罰の困難さですが、何がそんなに困難かと申しますと、基本的に密室で行われるということだと思えます。実際の現場として、加害者は複数で大人であること、被害者は1人で若い場合も多い。もちろん若くなくても構いません。ただ、複数対1人、しかも複数の加害者の方はさまざまに理論武装をして臨んでいる可能性があるということです。そのため、被害者は間違った知識を植えつけられている可能性が高い。契約があるので訴えても犯罪にはならないといったおどし等があるために、そもそも警察に認知されないという問題もあります。さらに警察に認知されても、密室の中で本当に犯罪に当たる行為が起こったのかということの立証が困難だということが、刑法による処罰を難しくしているのだと思えます。

それでは、一切処罰できないのかということなのですが、少しここからは海外の知見に入っていきたいと思えます。

スウェーデン刑法については、私の知識と、主にストックホルム地方検察庁のペーテル・クラエソン検事正から情報提供を受けました。

まず、スウェーデンの性犯罪の特徴としましては、いわゆる日本で言う強姦に当たる部分が非常に広いということです。

次のページを御覧いただきたいと思うのですが、日本では現在、強姦罪は姦淫という男性器の女性器への挿入のみを指しておりますが、アナル、オーラルを問わず、男性器、指、物を挿入、もしくは直接接触がなく、自慰行為をさせるといったことまでも、いわゆる強姦という言葉は当たりませんので、レイプと訳しておりますけれども、レイプという基本的な性犯罪の中に含んでおります。ただし、ある程度の時間の継続が求められます。

条件としましては、日本は先ほど暴行、脅迫と申しましたが、スウェーデンでも「傷害、その他暴行、若しくは犯罪行為の脅迫によって」となっておりますが、これは限りなく同意がなかったというレベルに今、下がりつつある傾向にございます。

そのようなわけで、そもそも、まず基本となるレイプ罪の概念が非常に広いので、使い勝手が良いということがございます。

さらに、先ほど申しました、日本で言うところの準強姦、準強制わいせつに当たる、他者が意識がない、睡眠中である、深刻な恐怖を抱えている、酩酊状態もしくはそのほかの薬物の影響を受けている、病気である、身体的に損傷を負っている、精神的障害である、もしくはそのほかの状況に鑑み、特別に危険な状況にあることを不当に利用し、性交もしくは性交類似行為、規定されていることを行った者についても、レイプ罪でよいという、

これが今回のアダルトビデオ強要の事案については使いやすいのではないかというアドバイスを受けました。

現在のところ、スウェーデンにおいてはAV出演強要といったことが大きくは問題になっていないので、仮定として議論させていただきました。

その他、レイプの受け皿規定と呼ばれていますが、今のレイプとは異なる状況で不法な強制を手段として人に性的行為を実行もしくは許容させた者は「性的強要」の罪として2年以下の拘禁というもので、レイプの立証は難しいけれども、何らかの形で性的な行為を無理にさせたと言えるのであれば、これを使うという条文も受け皿として持っております。

さらに、アドバイスとしては、こちらが使えるのではないかということでした。同じく3条になりますが、人が行為者に依存状況にあることを重大に濫用して、その者に性的行為を実行もしくは許容させる者は「依存状況にある者の性的利用」の罪として、2年以下の拘禁に処せられるということで、このように、先ほどの社長とモデル志望者のような形のときに、依存状況にあると、地位の違いがあるといったことを、この条文も使えるのではないかという御指摘でした。

ちなみに、日本では、資料1の③ですが18歳未満の者を現に監護する者に関しては、これに近い条文を新しく作成するという案が上がっておりますが、それでは今回のようなケースに使うことはできません。それよりも広いような形で、職場を含めてさまざまな立場で地位の違いに基づいて性的行為をさせるようなものについて使える犯罪類型を、現在ではスウェーデンに限らずかなり多くの国が持っている聞いております。

ちなみに、スウェーデンでは現在、さらに改正案が進んでおまして、もともと「レイプ」というのは日本の「強姦」に当たるような内容でしたので、その語を使っていましたが、もうそれはやめて、「性的侵害」という言葉に変更する。または、立証責任の転換ではないのですが通常、犯罪をしたということは検察官が立証することになっていますがそれを補うものとして、被告人側が、被害者が嫌がっていなかった、被害者が同意していたということの説明を求められるという形に変更していこうとなっております。

また、さらに過失犯の導入、つまり、同意があると思っていけれども、同意があると思ってしまったことに過失がある場合は過失の性犯罪になるというタイプの導入も検討されているということです。

密室で行われる性犯罪は立法が難しいですし、刑法改正は現在検討もされているところですので、さらに改正するのは難しいという可能性もございますので、もう一つ、スウェーデンからの示唆がございます。スウェーデンで多くの性犯罪を裁判まで導いているものとして、被害者の国選弁護人制度を1988年から導入していることが大きいとよく言われております。これは、捜査の最初の段階から被害者にも国選の弁護人をつけて、取り調べ等にも同席させます。被害者を保護するのを目的としてつけられるものですが、結果として捜査の手助けにもなります。

これが当初は性犯罪、中でも深刻な性犯罪のみにつけられておりましたが、非常に効果

があるということで、現在は法定刑に拘禁刑、日本で言うところの懲役禁錮のある犯罪全てに国選の弁護人がつけられるようになっております。後で御紹介させていただきますが、日本でも一部このような被害者の弁護人の制度は始まっておりますけれども、これをさらに広げていくということが一つ、立証の難しい性犯罪、被害者を保護しながら立件、有罪に持っていくために、被害者のための法律のプロの手を借りるとというのが一つあるかと思えます。

スウェーデンでこのようにできます背景には、性犯罪は重大な人格権の侵害であり、全ての人の個人的、性的な人格権と、性的自己決定権は守られ、明らかにされなければならないという、捜査側の強い考えがあるということです。ですので、人の性的な人格権を侵害しておきながら逃げ得というのは許さないという強い意識が捜査に携わる人々に感じられる状態となっております。

続きまして、ノルウェーから一つだけ御紹介させていただきます。

先ほど、青山先生から、ノルウェーは厳しくし過ぎて潜ってしまったという御指摘もありましたけれども、ノルウェーから参考になるものとしましては、ポルノグラフィーの内容に関する制限が刑法の中にあるということです。

ちょっとわかりにくいのですが、スウェーデンは章ごとで1条から始まります。ですので、6章は性犯罪なので、6章は1条から始まっておりました。ノルウェーは、章は進んでいきますが、条文の番号はそのままなので、26章が性犯罪で、317条というのが入っております。

これは、攻撃的な性的描写あるいは人間の墮落に影響を与えるような性的描写、死体、動物、暴力、強制を含むような性的表現物を公開、販売、頒布、複写、18歳未満の者への譲渡、所持等をした場合は、3年以下の拘禁刑になるというもので、ポルノグラフィーの内容によって刑罰を与えることができるという点で、少し日本の参考になるかと思っております。もちろん表現の自由に配慮して、芸術や学術作品は除くとも書かれております。

小括といたしましては、性犯罪の範囲の拡張が今回のようなケースの処罰に資すると思われるのですが、日本の現行刑法でも処罰の可能性はございます。しかし、立証が困難なケースが多いわけです。しかし、スウェーデンからは、最終的に起訴を断念せざるを得ないとしても、被害者が勇気を出して訴えたときに門前払いをされてしまうのと、捜査を尽くした上で、やはり証拠が足りず起訴を断念せざるを得ないとするのでは、被害者に与えるインパクトは全く違うということも示唆されております。

また、日本でも今、申し上げましたとおり、被害者に弁護人をつけていくということが被害者も保護する、捜査にも資することになるのではないかと考えております。

刑事法の限界は、被害が発生してからでなければ動けないということです。ですので、被害者は出てしまうわけです。ただし、厳しい罰を準備しておくことは、そんなに厳しく処罰されるならやめようという、その後の犯罪に対する一般予防効果自体はあると思えます。

ただ、刑事法ではなく、予防・早期相談が最善であることは間違いがありません。ですので、警察の方もたくさんやっておられるという御紹介が本日ありましたけれども、啓発活動や教育が非常に重要です。これは内閣府のお仕事でもあろうかと思っています。

ただ、啓発や教育の相手は児童だけではなく、社会全体、教員、保護者も含めて行っていただきたいと思っております。実際にこういう被害に遭った人が、親や教員が、自分のケースではないけれども、似たようなケースを見聞きした時に、「こういうのはだまされるほうが悪いよね」ということを言ったがために、その後一切誰にも相談できなかったという声はよく聞くところがございますので、被害者に接する可能性がある人たちの意識への働きかけが非常に重要となるかと思えます。

また「寝た子を起こすな」と、小さい子にそんな教育が要るのかという御意見もあるかと思えますが、現在の子どもは寝てなどいないと言われておりますので、早期の教育も必要になるかと思えます。

ただし、この際に、被害にあわないように気をつけろと言うことを強調しますと、被害にあってしまったときに被害者が悪い蚊のようになってしまうので気をつける必要があります。人を騙したり脅したりしてAVに出させるような行為が卑劣であるということや、卑劣な行為をしてはいけないということを中心に教え、それから身を守りましょうという順番で教育や啓発をしていただくのが重要かなと思っております。

ちょっと延びてしまいました。御清聴ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。お疲れのところ、貴重な報告をありがとうございました。

それでは、2名の研究者の方からそれぞれの御専門に裏打ちされた報告をしていただいたわけですが、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

では、皆さんから御意見が出る前に、ちょっと私のほうから確認です。青山先生のお話で、USAもEUも成人ポルノが合法ということなのですが、この成人は欧米では18歳ですね。日本の場合もセックスワーカーの職業選択の自由とか、契約の自由とかを考える場合には成人ですね。そうすると20歳ですね。児童ポルノとか児童買春などの場合は18歳未満でしたが、ここの違い、今日のお話はAV強要の一番問題になっている若年層と内閣府の資料でまとめてしまっているのですけれども、何か曖昧ですね。若年層というのが何歳なのということで、18歳未満だったら児童ポルノとか児童買春にひっかけられるわけですね。条例でもかかるわけですね。刑法の場合だと。

○矢野教授 強姦や強制わいせつについては13歳未満となっています。

○辻村会長 青山さんのお考えでは、成人のずれについてはどうですか。日本の場合は自立とか自己決定が問題になるので、青山さんのセックスワーカー論で重要なのは自己決定とか職業選択の自由ですから、日本での権利保障の問題は20歳以上になるわけですね。そうすると、日本の18歳、19歳は両方から外れてしまうのですけれども。青山さんのご報告

では若年の売春という言葉が出てきたと思うのですけれども、若年売春従事者にはコンドームが配られるという、そこら辺の若年というのは未成年の事なのかどうか。整理をお願いできればありがたいです。

○青山教授 法的に規定をする場合に、どうしても何歳何歳という線引きが必要なので、そこが非常に困難なところだと思うのですが、まず、18歳と20歳の間2年間の差で、児童ポルノ法で訴えることができないという場合でも、どんな年齢の人の場合にも、若年でなくても、強要はだめなわけです。性行為に関しては成人との力関係で明白に不利な年齢の子どもでは「合意」が意味を成さないという規定が性交合意年齢規定ですが、それは子どもの場合は基本的に合意ではない、「ノー」である、という規定でもあります。つまり、やはり年齢にかかわらず本人が「ノー」と言えば「ノー」なわけですね。もう一度申し上げると、本人が合意していない場合については、若年であるかどうか、青少年であるかどうかというところにこだわることに私自身は意味はないと思っています。

○辻村会長 AVの規制については、同意のない人権侵害に当たるような強要というのは当然あり得ますので、セックスワーカー論をもってしても、それについての刑事法による規制は否定しないということですね。

○青山教授 そうですね。自己決定論に私は余り偏っているつもりはなくて、社会的な脆弱な立場に置かれた人たちが居るとして、その人たちにとって有効な改善策を考えよう、ということが一番言いたいのです。例えば、アメと鞭で鞭のような政策をとってしまえば、先ず本人たちが相談に来なくなってしまう。ひどい被害が起こらない限りはどこにも訴えない。なぜならば仕事が必要だから。なぜならば人間関係が大切だから。なぜならば法執行機関や人権団体や研究者は敵だから。ということになるので、事前に最悪の状態を防ぐためには、性産業なら性産業で、人が実際に働いている現場でできるだけ悪いことが起こるのを防ごう、というのが私が提案したいアプローチです。強要については論外で、防止するための良い規制をすればよいのだと思います。ただし、現場の実情に合わせなければ良い規制にはなりません。

○辻村会長 よくわかりました。青山さんのお話ですと、ワーカーですから、それを職業とする人たちにとってみれば問題ないのですけれども、今、AVの強要が問題になっているのは、職業としてのセックスワーカーではなくて、モデルになりたいと思って契約したところがAV出演だったというところで、それが女子高生だったりするという事例ですね。そうすると、ワーカーにはまだ入っていない場合はどうなりますか。

○青山教授 入っていない時点で子どもまたは無理強いならばもちろん防ぐ必要はあります。業界団体に力点を置きますのは、業界団体の人でもそれを防ぎたいと思っているし、中で働いている人にこそわかるコネクション、勧誘時点から規制が起こってしまう事情があるわけですね。そこを知るのは研究者にも難しく、内部の人を有識者として招いて一緒に対策を立てていくことが非常に重要だと思っています。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございました。

委員の皆様から御質問はいかがですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 青山先生のほうに御質問したいのですけれども、これは本当に少数派だと思うのですが、7ページの海外配信系（裏）、ルール無用という形で表現されていますが、この辺で何か想像しにくい側面があるのですが、働いている人たちがかなり無権利状態になるのか、暴力的なのかということが少しわかれば教えていただきたい。

○青山教授 これはAVをやっている女優さんとか、元女優さんに聞いた、人づてではあるのですけれども、「ルール無用」と言いましたのは、日本の刑法や児童ポルノ法などの法規制が届かない海外に拠点を置く形の制作者やインターネット配信の事です。それは日本人が運営していて、実際は日本で作っていたりしても、制作拠点や配信拠点を海外に置いてしまえば規制できない。そういう、意識して法規制にひっかからないようにしている人たちが、国内で業界団体に加盟して営業しているようなメーカーやプロダクションもだますような形で、そこの女優さんを実は使って、強要したり、言われたことではないことをやらせたりしているケースがあるという話です。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻村会長 ほか、いかがですか。

柿沼委員。

○柿沼委員 矢野先生に教えていただきたいのですけれども、10ページに弁護被害者国選弁護人の存在というのが非常に重要だという、本当にレイプとかの方は、警察や何かに届け出た場合に何回も何回も同じ話を再現させられたり、非常に被害者なのに過酷な状況になっていくということも耳にしたり、実際に聞いたこともあります、この重要性。

それから、最後に子供は寝てなどいないということは、本当に子供のほうがどんどん進んでいってしまうのに、大人が現実を追いついていないというのがあるのですけれども、琉球大学で先生が教えていらっしゃる中で、大学生などとこんな話を話題にしたことがあるか、その反応というのは、琉球大学は優等生ばかりでしょうが、ちょっと教えていただければと思います。

○矢野教授 御質問ありがとうございます。

日本でも、今、言ってくださいましたが、被害者につきましては日弁連が中心になって犯罪被害者法律援助制度といったものや、被害者参加というものもできるようになってきておりますけれども、それをもう少し広い範囲でつけていくということは、非常に被害者にとっても心強いだろうということを思っています。

もう一つ、琉球大学のことについても御質問ありがとうございます。

実は、沖縄は御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、子どもたちの顔立ちが非常にはっきりしているということで、沖縄で子どもたちをスカウトして、いわゆる内地、本土に連れてきて、性産業につかせるといった事件も起こっております。ですので、とにかく小さいときから性犯罪に関する教育をしてほしいということを行っているところです。

また、沖縄の特徴としては15歳未満の出産、いわゆる若年出産が日本で一番多いということもあります。沖縄独特の文化で「ぬちどう宝」といって、命は宝だということで、中絶をさせずに家族が生ませてしまうというところもございまして、これはDVとも関係してくるのですけれども、非常に性が早いということも言われておりまして、早くからの教育の重要性が言われているところでございます。

○辻村会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 青山先生と、矢野先生に一点ずつ質問したいのですけれども、多分、メーカーとプロダクションというのがあって、その中でいわゆる遵法しているきちんとしているところと、きちんとしていない海外配信系というのはメーカーのほうでしょうか、両方あると思うのですが、その線引きというのはどういうところが線を引かれるのでしょうかというところの感触をお教えいただきたい。つまり、例えば普通の労働現場であれば、いわゆる労働基準法みたいなものがあるから、それに従っているところと、そうではないみたいなところがありますし、ネット上の噂でブラック企業だとかそういう噂は広がるわけですが、遵法しているところと犯罪すれすれのところというのはどういうところかという感触をお聞きしたいというのが一つです。

矢野先生に関しては、例えばこういう形で刑法でアダルトビデオ出演を処罰するという場合、処罰される対象というのはどこになるのでしょうか。つまり、メーカーやプロダクションや現場の監督の人、実際に例えば男優さんは全く強要されているのを知らずに性的関係を結んだりする可能性もありますので、誰が処罰されるのか、できるのかという点も含めて、お教えいただければと思います。

以上、二点です。

○辻村会長 お願いします。

○青山教授 御質問ありがとうございます。

海外配信系だけではないと思いますが、例えば刑法の強制わいせつなども「破ってなんぼ」というような、最初から違法性を商売にする人たちで、先ほど紹介させていただいたような業界団体は、遵法で制作をしている意識をもっている人たちです。

今、業界団体では、例えば、先ほどのパワポにも書かせていただいた、AVANという俳優さんたちの団体と、IPPAという制作者側の団体がありますその人たちが協力して独自の契約書をつくらうとしていますし、内規、これを守らなければ業界内で仕事をしていけないような仕組みを作る活動を始めています。

○山田委員 もう一点追加で済みません。海外配信系というのは海外で制作しているという意味ではないのですか。

○青山教授 聞き取りの時点では、プロバイダーを外に置いて外からインターネットで配信することを意味していましたが、後で調べましたら制作拠点を外に置くタイプもあるということです。ただし、海外配信系だからと言ってすべてが強要や触法をするわけでもないでしょうし、国内に拠点があるからと言ってまったく強要や違法行為に関係ないという

意味ではありません。誤解があったら申し訳ありません。

○矢野教授 御質問ありがとうございます。

今、御指摘いただいた部分が現行刑法を使用している限り、かなり限界となるころであろうと思っております。刑法は基本的にその現場において行為をしている行為者を中心に、そのときの行為を見て処罰をするという法律でございますので、先ほど御紹介させていただきました準強制わいせつを使った判例のように、権力のある、だました人と、実際に性的な行為を行った人が同一であれば、まだ処罰の可能性が高いのですが、スカウトした人や、また、自分は一切現場に来ない会社の社長といった人をどこまで処罰できるかというのは、共犯理論を使うことになるのですけれども、かなりハードルが高いのではないかと思っております。

ただし、現場に関しましては、先ほどおっしゃいましたように、男優さんが全く事情を知らないといったことにつきまして、どこまで本当に知らないのか、それこそ青山先生の話ではありませんけれども、実際の方にお聞きするというのも一つだと思うのですが、それだけ慣れていて、こういった撮影に臨んでいる方が、相手方がどれほど嫌に思っているかということがわからないままにそういった撮影ができるのかといった部分はあるのかなと思っております。その点、例えばスウェーデンがやろうとしているように、女性が嫌がっていなかったと思った理由を男優さんのほうが立証、説明するということになるのではないかと思います。現場には一切タッチしないが儲けている人達の処罰というのが、現行刑法で一番弱いところかなと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

森田委員、時間の関係がありますから、手短にお願いします。

○森田委員 矢野先生にですけれども、準強制わいせつ及び準強姦罪ということや、依存状況にあることにおけるというようなことが本当に確かにうまく適用できればいいと思っただけですが、実際、これがなかなか適用されないことについて、どういう変更をすればそういうことが実現可能なのかということが一つと、あとはもう一つ、思いつきですけれども、産業衛生法みたいなことがちゃんと適用されないからあれなのでしょうが、いわば労災というか、もともとそこの産業で働いている人たちの健康については、安全管理義務、安全配慮義務があるわけで、そのことについて、こういった性的な行為自体が産業なのだということは本当に特別なのかもしれませんけれども、そこで性的な感染症とか、PTSDとか、そういうことが、その産業自体で起きているとすれば、そういうことはなかなかできないのかもしれませんが、一般的にはそういうことは対応を職場がやるべきだというものもあるのかと思うのです。幼稚な考えかもしれませんが、教えていただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間の関係がありますから、これを最後の質問にさせていただくしかないのですけれども、今の御質問に加えて、結局矢野先生のほうでは、結論的には刑法を使えないわけではないけれども、使いにくい。そうすると、人権団体などから言われているように、包括的

な救済法、刑法ではない特別法みたいなものをつくるのがいいとお考えなのか、すぐできるかどうかというのはまた別問題ですけれども、本来、そういうものがあつたほうがいいというお考えかどうかということです。

それと、今は刑事法の立場から今日はお話しいただきたいとお願いしたのですが、労働者派遣法とか労基法とか、そういう労働契約法関係で処理していくというのも、背反ではないので一緒にやるということになるのでしょうかけれども、最後にどういうお考えかということをお話いただければ。

○矢野教授 ありがとうございます。

その前の御質問にもありますように、直接現場に行かない人の処罰というのが、一つ大きなハードルになっているかと思います。そういう人やスカウトした人を処罰することになると、現行刑法では限界があろうと。ただ、その人たちの罪はとても重いと思うのです。ですので、労働関係の法律もしくは特別法をつくるというのが一つの解決策であろうかと思っています。

ただ、力を用いた人と、実際に性的行為をする人が同じようなケースについては、依存関係にある、特別な地位関係にある、要するに、地位が平等でない加害者と被害者のときの性犯罪という規定は、かなり多くの国が持っているところで、例えばセクハラのようなものにも使用できます。目に見える暴力、脅迫がないように思えるけれども、その根底に確固たる地位の差があるがゆえに逆らうことは決してできないというときの犯罪類型を刑法に作るというのは一つあり得ることだと思っています。

○青山教授 一言だけ付け加えさせていただいていいですか。

その際に、規制が業界のスティグマをますます強くするようなことがあると逆効果になってしまいます。それは今までの諸外国の経験でわかっております。ぜひ法や政策がそのようなスティグマによって性産業に従事する人、過去にした人を苦しめることがないように御留意いただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

大変重要な論点がたくさん出ておまして、貴重な議論をしていただきましたけれども、今日は5時15分までということですので、時間が来てしまいました。また議事録訂正などをさせていただくことになると思いますし、また、近い将来何か報告書のようなものを出して、この貴重な経験を残していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後、事務局のほうからおねがひできますでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 今日ありがとうございます。

次回以降の開催につきましては、現在、別途日程調整を行わせていただひしているところでござひます。内容等につきましても、今後、会長を初め委員の皆様と御相談させていたひきたいと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたひします。

○辻村会長 ありがとうございます。

長時間にわたりましたが、これで第83回専門調査会を終わらせていただきます。

お二人の先生方を含めまして、委員の皆様、どうもありがとうございました。